

小規模事業者臨時給付金の対象要件の変更について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の小規模事業者の事業継続支援を目的に実施している「小規模事業者臨時給付金」の対象要件を、国の持続化給付金制度改正等に伴い一部変更しましたのでお知らせします。

1 変更内容

(1) 個人事業者(フリーランス含む。)の収入要件の認定方法

令和元年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入としている場合は対象とします。

(2) 売上比較に関する要件の一部変更

国の持続化給付金と小規模事業者臨時給付金のいずれも対象とならないケースに対応するため、国の制度改正を機会に以下の事業者の要件を一部変更します。

ア 令和元年5月までに創業した事業者

白色申告の方に対応

イ 令和2年1月から3月に創業した事業者

国の持続化給付金制度改正を受けて要件変更

詳細につきましては、別紙をご覧ください。下線部分が今回の変更箇所です。

(参考) 小規模事業者臨時給付金事業について

1 対象者

相模原市内で事業を行っている小規模事業者(個人事業者・フリーランス含む。)

小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する常時使用する従業員が20人(商業・サービス業については5人)以下の事業者です。

2 対象要件

次のいずれかにあてはまる事業者が対象です。詳しくは別紙をご覧ください。

(1) 令和2年3月から5月いずれか1カ月の売上(事業収入)が、前年同月比で30%以上50%未満減少しており、かつ、国の持続化給付金の対象とならない事業者

(2) 令和元年6月以降に創業し、一定の条件を満たす事業者

3 給付金額

1事業者当たり10万円

4 申請方法

産業支援課に郵送で申請(〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15)

5 掲載ページURL

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1019826/1020177.html>

問合せ先

環境経済局 経済部 産業支援課

小規模事業者臨時給付金班

電話 042-769-8293

< 給付対象者・要件 >

小規模事業者とは・・・

中小企業基本法に定める小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の事業者）

共通事項

- (1) 【法人の場合】確定申告（予定）の納税地が本市である小規模事業者（本店又は主たる事務所が本市）
【個人の場合】確定申告（予定）の納税地が本市である小規模事業者で、市内に在住していること。
- (2) 主たる収入が事業収入である小規模事業者であること又は令和元年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている個人であること。
- (3) 令和2年5月15日までに創業していること。また、申請日現在、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 市民税（令和2年1月31日までに到来した納期限のもの）の滞納がないこと。
- (5) 申請時に本給付金の交付を受けていないこと。（交付は1事業者あたり1回のみ。）
- (6) 令和2年6月1日時点で、国の持続化給付金の交付対象でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
- (9) 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。また、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

令和元年12月以前に創業した小規模事業者

次の、のいずれかの条件を満たすこと。

令和元年5月までに創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上(事業収入)が、前年同月比で30%以上50%未満減少していること。おり、かつ、令和2年1月から5月の売上(事業収入)が前年同月比で50%以上減少している月がないこと。

令和元年6月から12月までの間に創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上(事業収入)が、令和元年6月から令和2年5月までの間で連続する3カ月の売上(事業収入)の平均と比較して30%以上50%未満減少していること。

令和2年1月以降に創業した小規模事業者

次の から のいずれかの条件を満たすこと。

令和2年1月から3月までに創業した場合

令和2年3月から5月のいずれか1カ月の売上(事業収入)が、創業した月から5月までの間で連続する3カ月の売上(事業収入)の平均と比較して30%以上50%未満減少しており、かつ、創業月以降の売上(事業収入)が50%以上減少している月がないこと。令和2年4月又は5月の売上(事業収入)が創業月から3月までの売上(事業収入)の平均と比較して50%以上減少している月がないこと。

令和2年4月に創業した場合

令和2年4月又は5月のいずれか1カ月の売上(事業収入)が、令和2年4月及び5月の2カ月の売上(事業収入)の平均と比較して30%以上減少していること。

令和2年3月以降に創業した場合

令和2年3月、4月及び5月の月ごとの売上(事業収入)の平均が10万円未満であること（5月に創業した小規模事業者は、5月の売上(事業収入)が10万円未満）